

第 1 章 基本計画の概要

1-1. 策定趣旨

本市では、地震をはじめ、風水害等あらゆる災害に的確に対応できる防災指令拠点の機能強化策について検討するため、令和元年12月に、光市防災機能強化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。

基本構想では、本庁舎は耐震性の不足や老朽化の進展、新たなスペースの確保が難しいことなど、建物自体に大きな課題を抱えていることから、災害警戒時や対応時における各部局とのスムーズな連携が可能である本庁舎敷地内に高い耐震性を備えた防災指令拠点施設を新たに整備し、防災システムの高度化を図ることによって、迅速な初動対応の確保とライフライン遮断時の災害対応の継続性を確保するという機能強化策を示しました。

光市防災指令拠点整備基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本構想で示した整備方針等を踏まえながら、防災指令拠点施設の具体的な整備位置をはじめ、必要な諸室と規模、諸室の配置要件、構造、設備、総合防災情報システムに求める機能などについて検討し、設計の指針（設計与条件）を定めるものです。

1-2. 位置づけ

基本計画は、基本構想に基づき防災指令拠点施設の整備に必要な諸条件の整理を行い、設計の指針（設計与条件）を示すものです。

■基本計画の位置づけ

